御用留横断研究について

山 田 洋 一

再掲載、 留の研究に参考になるものである。 的な研究の必要性を感じてきた。 費研究の公儀(幕府)触の調査を通して後述するように御用留の総合 かわるご寄稿と拙稿 の調査を通してご教示をいただいた各地の研究者からの、御用留にか 構造研究」の成果報告書である。本第二部は、 にみる徳川領国と国持外様領国の両領国体制の存在と構造―幕藩体制 本書は、 他は新たに執筆していただいたものである。 「本書の構成と視点」 (以下、 論考) 拙稿はともかく論考は、 で述べたように科研費 からなっている。 本稿筆者が科研費研究 本稿筆者は科研 論考は、一部は 「公儀触伝 今後の御用

武蔵 の公儀触等」である。 久美浜代官所領 の場合―」、丹後国 をどう伝えるか―」、同じく山崎一郎氏 周防・長門国 天草郡の御用留と庄屋日記 論考は、 (同) (埼玉県等)・丹後国と周防・長門国の拙稿 の中川博勝氏「山城国旗本天野領における公儀触の伝達」、 西から、 (山口県) の吉田真夫氏 〈丹後・但馬国〉) 肥後国 (京都府) 広域に、 (熊本県) の稲穂将士氏 ―高浜村庄屋上田家文書を中心に―」、 公儀 と国持外様領国 (幕府) の東昇氏 「幕令の伝達 「新元号の伝わり方 「丹後国の御用留」、 代官所 (京都在住) 「徳川領国 (周防・長門国 (郡中代)、 ―幕府の意志 (武蔵国 「肥後国

> 版届書留などがあるともされている。 大名(藩)、旗本、庄屋等の各種の御用留を横断する構成となっている。 大名(藩)、旗本、庄屋等の各種の御用留を横断する構成となっている。 大名(藩)、旗本、庄屋等の各種の御用留を横断する構成となっている。 大名(藩)、旗本、庄屋等の各種の御用留を横断する構成となっている。

ため、様式や記載内容は各村により様々である。控の帳簿のした願書などを、村役人が書き留めた帳簿である。控の帳簿の、江戸時代の村方文書の基本帳簿の一つに「御用留」がある。「御をの他に下総国の御用留を分析された兼子順氏の次の見解がある。

あったとしている。組合村の編成により伝達の徹底を計ったところに成立の必然が江戸周辺の関東諸村における「御用留」の成立時期を享保期とし、「御用留」の性格については、すでに森安彦氏の研究。があり、

荻生徂徠が八代将軍徳川吉宗の諮問に応じて著した『政談』の

かでの記録整理とその引継の必要性が生じていたといえる。性を論じている。。享保期には幕府においても、機構変革のななかで、「留帳」の重要性を述べ、とくに新役人にとっての有効

人との相互文書を控えたものなど多岐にわたる。関する廻状、村からの願届、訴訟や係争に関する記録、近村役か、年貢・諸役・夫食拝借・助郷・用水・普請・鷹場・農耕にか、年貢・諸役・夫食拝借・助郷・用水・普請・鷹場・農耕に

きる、貴重な歴史資料といえる。周辺地域のこと、また幕府の農村政策を具体的に知ることがでそのため、「御用留」は、その村に関することばかりでなく、

ちの極わずかの部分とならざるをえないのが実情である。存している点数からみると、翻刻され利用できる割合はそのうされることが多くなった。しかし、資料1点が大部のため、残近年、自治体史の編さんのなかで、「御用留」が翻刻され刊行

究の課題であろう。どの共有化していくのか、今後の近世史研どのように整理し、どう共有化していくのか、今後の近世史研用留」を利用しながら、「御用留」の中に記録された大量情報をこれら翻刻された「御用留」や文書館・資料館等で閲覧できる「御

二〇〇二年、はじめに〉、傍線は本書で付与)郡上金崎村『御用留』を中心に―」〈埼玉県立文書館紀要15号、(兼子順「天保期における幕府代官の廻状伝達―下総国葛飾

歴史資料としての御用留が貴重で有用であることを述べられてい

る。と、

このような御用留による研究が、先に紹介した本第二部の諸論考で

氏は、 った。 稿は、 等の分析を通して行い、 に されている公儀 国の御用留の伝来状況を集約され、 庄屋の業務遂行に必要だったことを明らかにされた。 御用留の 平生町佐川家文書の「大公儀其外御触書」 毛利家文庫の 山毛利家文庫の (本稿筆者)説の再検証を在地代官家に伝来した御用諸留帳、 元号の江戸から萩藩領末端までの伝達を、毛利家文庫の「公儀事諸 吉田氏は、 武蔵国・久美浜代官所領と周防・長門国の村等の御用留に記載 山城国旗本領では、 後になったが内容を紹介させていただく。 「御用」を分析されるとともに、 「従公儀被仰出帳」 幕府の意思伝達の方法(個別、集めて、 (幕府) 「幕閣発給文書」、毛利家文庫の「公儀所日乗」、 触の比較分析、 伝達を確認された。東氏は、肥後国天草郡の 旗本は公儀触を伝達していないという山田 から明らかにされた。 今後の検討課題を提示された。 「公儀・大公儀」 から明らかにされた。 御用留と庄屋日記の両方が (以下、 稲穂氏は、 回覧) 山﨑氏は、 の確認を行 本書掲載 丹後

なかったもの⁴もある。別の機会で紹介できればと考えている。なお、論考の候補はこの他にもあったが、準備不足により間に合わ

ることを理解していただけるのではないかと思われる。ただいた論考から、御用留が兼子氏の見解の「貴重な歴史資料」である地の御用留による研究は全て把握できていないが、紹介させてい

との実証例と考えている。 等に基づいて分析されている。御用留が「貴重な歴史資料」であるこ、なお、本書第一部の論考の大部分も、各主題を太刀宮文書の御用留

ころで、筆者は冒頭で少し述べたように、科研費研究を通して、

次の二点である。 討、研究の必要を感じている。例えば、村の御用留についてであるが、村の御用留にとどまらない広い意味での御用留の基本的、総合的な検

点目は、名称である。

と活動において日本を代表するアーカイブズであり、 と思われたが、 数確認した。この違いは、 ②においては、 の原題は ①においては原題に「御用留」とある文書を確認できなかった。 ムが整備されている。システムに用語「御用留」と入力して検索すると、 めている埼玉県(八七万石)の同県立文書館である。 石)は山口県文書館、 ズ(文書・文書館)のご支援をいただいた。 「御用状控」とある文書はあった。 公儀触が収録される御用留を調査するために、 「沙汰 同様に検索すると原題が 名称の地域性など検討する必要があると思われた。 (控)」が多かった。 ②武蔵国(一二七万石 それぞれの地域の歴史的特性によるものか 内容から御用留と判断される文書 その他は区々であった。 「御用留」とある御用留を多 ①周防・長門国) は、 各 山地のア 多くの石高を占 資料検索システ 両館はその歴史 (九七万 -カイブ 一方、 但

二点目は、伝来している御用留の数量である。

所在が確認できる、 で千点を超えた。 のものと判断できた点数は、 記」、「万留」などの各種の用語で検索して、管見で「御用留」 先と同じく、両館の検索システムで「御用留」、「触留」、「沙汰状」、「日 がある。 れるものを確認できた その中の約一三〇家の文書目録に なお、 同館が実施された調査成果の ①については、 ① は 個 一七点、 人所蔵の家文書が多く、 システム以外に県内の史料の ② は 「御用留」 「御用留」に類する 『山口県内所在史料 原本を確認 の検索の と同種

かもしれない。ないが、この状況は何らかの地域における歴史的特性の結果といえるは少なく、②は多い、と思えた。伝来事情による偶然の結果かもしれすることはできなかった)が、この一三○という数字を考慮しても①

ま使用 因幡• 者が、 年からは、 帳簿作成過程とその処理のあり方」とされる。 理由にあげられている。領主(長州藩) ものとして認められ、 農村文書が希薄」という指摘を、 用留そのものについてではないが、 方に原因があるということであろうか。 (鳥取藩政資料) がある。すでに同地域に流布している「藩政文書は豊富であるが 周防・長門国と同じく国持外様大名領国とする鳥取池田家領 伯耆国も、 Ļ 毎年作成されるということはなかった」ことを「希薄」 年貢収納関係帳簿は異同が無ければ前年度のものをその ①の地域における数量については、 管見であるが、 は豊富であるが農村文書が希薄」と思わ その理由を、 同氏は他地域の調査経験から大勢の 御用留の伝来は少なく 近世文書の残存状況につい 「長州藩年貢収納構造と関連する、 の文書作成における指導のあ 参考になる見解である。 具体的には、 三宅紹宣 氏 「藩政文 7 和三 御

と同じ徳川領国とする山城国についても御用留といっても触留で 希薄であるが農村文書が豊富」 交代により、 館 ②の地域の状況については、一般的な見解として、 領主の文書は少ない。 の調査 伝来は多いと思われた。 によれ 村側が情報を蓄積する必要があったため、 ば、 同 国 ①の状況の表現を借用すれば 0 御用留のみではないが、 近世村町数七六九中、 な地域のようである。 閲 筆者が、 京都府立総合資 覧が可能な文書 領主の頻繁 「藩政文書は いる

が可能な文書があるのである。が一点もない村町数は九二。であった。八八%の村には一点でも閲覧が一点もない村町数は九二。であった。八八%の村には一点でも閲覧

が、 複雑といえ、 は四六%であった。この割合だけみれば、 村に複数の領主の領地が設定される相給村の割合(相給率) 行が実施されていた。この給人も領主として、 領構成のあり方をみておきたい。 なぜ①、 ①は五五%。、 そうではないようである。 ②のような特徴的な状況が生じるのか、 それにともなって村方の文書も多くなるはずと思われる 因幡・伯耆国は六一% ゚、 ①では、 家臣 ①の方が領主のあり方は 全村に対して、 (給人) による地方知 参考に領 をみる 一つの Щ 主 城国

いかと考える。と思われる。それを踏まえて記載される各種情報を使用すべきではなと思われる。それを踏まえて記載される各種情報を使用すべきではな記載される情報の選定基準など、今後、総合的に検討する必要があるこのように、御用留については、名称、伝来数、そのほかに公私の別、

課題」も検討する必要があると考える。をどのように整理し、どう共有化していくのか、今後の近世史研究のまた、前述の兼子氏見解の「『御用留』の中に記録された大量情報

かのご協力をお願いできないものであろうか。最後にこの方面や研究 の方法として、 内容などの情報を集約し、 データベースが国立歴史民俗博物館HPで公開されている。 御用留の情報をまとめていく、 方向性などの御教示。、ご協力もお願いしておきたい ともあれ、 総合的な研究に向けて、まずは全国の御用 明治初期の 公開していく必要があると考えるが、 「旧高旧領取調帳」 ということはどうであろうか。 の村、 領主ごとに各地 留の、 所 在、

註

1大野瑞男「御用留」(国史大辞典)。

の検討―」((国立史料館)史料館研究紀要19号、一九八八年)。2森安彦「『御用留』の性格と内容(一)―武州荏原郡上野毛村『御用留』

3日本思想体系36「荻生徂徠」『政談』三五二頁。

で、 二〇二〇年〉)の提供があった。 との教示をいただいた。 教古文書(京都府立京都学・歴彩館収集写真帳)に収録されている、 らの触を境内の町に中継、伝達しており、その触は、 城国西院村など一〇村 寺文化財保護課長)から、 触を領地の村に伝達していないとしていた。しかし、新見康子氏 ・本稿筆者はこれまでの分析 合わなかった。 の変遷と京都」〈地方史研究協議会編『京都という地域文化』雄 山城国の構造」〈京都府立総合資料館紀要36、二〇〇八年、 山城国の領主である寺院は、 御用留なども調査すべく準備をしていたが、 別の機会に報告したいと考える。 〈相給〉 あわせて関連の論考(新見康子 東寺 (山田洋一「近世『徳川領国』 合計約二千石の領主) (旧高旧領取調帳によると領地は 分析再考のため、 公儀触を含む京都町奉行所からの 領地の村に関係 東寺観智院聖 は同奉行所 本書に間に 「東寺境内 における 東

5旧高旧領取調帳。

て)。研究報告26号、一九八〇年、五 補論 年貢収納関係諸帳簿につい研究報告26号、一九八〇年、五 補論 年貢収納関係諸帳簿につい6三宅紹宣「長州藩村落の構造とその機能」(宇部工業高等専門学校

山田洋一「公儀触伝達にみる徳川領国と国持外様領国の構造─京都

術報告人文、二〇一九年)。 山城・丹波・丹後国と因幡・伯耆国の比較から」(京都府立大学学

都府立総合資料館紀要32号、二〇〇四年、資料1)。丹後・山城(1・2)・京都(洛中洛外町続等)編―』のまとめ」(京一整理 近世領主並びに近世村町別閲覧可能関連文書一覧―丹波・8京都府立総合資料館歴史資料課『京都府域関係古文書所在情報の

9本第二部拙稿第一章(三)周防・長門国の所領構成。

11本第二部拙稿第一章

武蔵国の所領構成。

10註7表2。

研究にも参考になるものと思われる。学んでいきたい。二〇二二年)が刊行された。日記に関する論集であるが、御用留の13最近、福田千鶴・藤實久美子編著『近世日記の世界』(ミネルヴァ書房、12註7表1。